

事業主の皆さまへ

4月中の雇用保険に係る届出について

4月の繁忙期においては、雇用保険の各種届出が通常月の7～8倍となり、窓口の混雑や、待ち時間が長くなるなど、皆さまには大変ご迷惑をおかけしております。

窓口職員を増員するなどの対策を講じ、迅速な事務処理を行うべく準備を進めているところです。しかしながら、物理的な条件（システム処理能力の限界など）もあることから、下記について皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

※来所での届出・申請は、可能な限り16時までに提出いただきますよう、ご協力をお願いします。

○「資格取得届」の提出について

4月中は、離職票交付等に係る事務処理を優先して取扱いますので、資格取得届等の提出は、可能な限り（※）最繁忙期の4月～中旬を避けてくださいますようお願いいたします。

4月中は、退職者に（失業給付の）手続きをなるべく早くとっていただけるよう、離職票交付等に係るスタッフの配置を手厚くし、優先して処理させていただきます。

また、書類返戻までの待ち時間が長くなる場合や、届出件数によっては、お預かりさせていただく場合がありますのでご了承ください。

※雇用保険法施行規則第6条の規定により、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日までに届出が必要です。この範囲でお願いします。

○「資格喪失届・離職証明書」等の提出について

お待ちいただく時間が長くなります。また、書類をお預かりする場合があります。

基本的には、当日中に交付できればと考えておりますが、待ち時間が長くなる場合や、届出状況によっては、書類をお預かりさせていただく場合がありますのでご了承ください。

さらに下記について、ご協力をお願いいたします。

- 郵送によるご返送を希望される場合には、返信用封筒（切手貼付）を添付の上、ご提出ください。
- 離職票証明書（離職票）が10件以上の場合には、お預かりとし後日返却します。
- 当日中の事務処理が困難となった時点で、お預かりとし後日返却します。
- 事務処理時間短縮のために、離職理由が「定年退職」及び「契約期間満了」の場合には、就業規則（定年に係る条文）や雇用契約書等の確認書類（写）を添付願います。

○離職前（3/31以前）の「資格喪失届・離職証明書」等の提出について

3月22日（木）から30日（金）まで受付します。

4月の混雑緩和を図るために、3月末での離職が確定し、（賃金支払）基礎日数や賃金額も確定している場合には、離職前に「資格喪失届・離職証明書」等をお預かりいたします。

4月2日（月）の午後以降（書類の受付量により、返戻（予定）日時が異なります。）に、返戻できるように準備しますので、窓口係員にお申し付けください。また、郵送によるご返送を希望される場合には、返信用封筒（切手貼付）を添えてご提出願います。

上記取扱いはハローワーク仙台における取扱いとなりますのでご注意ください。

雇用保険適用課
Tel.022-299-8817